

税関様式C 第2220号

第 号

(表面)

船陸交通許可証(第 号)			
氏名・生年月日	年 月 日生		
所属会社等の名称			
交通目的		交通手段	
交通の条件			
交通期間	平成 年 月 日まで		印 写真貼付欄
交通場所			
発行日	平成 年 月 日		
税関長印			

(裏面)

- 1 . この許可証は、本邦と外国との間を往来する船舶へ交通する際は、常に携帯して下さい。
- 2 . この許可証を他人に貸与し、又は不正な交通の手段として使用した場合は、回収することがあります。
- 3 . この許可証を紛失したとき及び許可を受けた内容に変更があったときは、直ちにその旨を許可を受けた税関に届け出て下さい。
- 4 . 次の場合には、遅滞なくこの許可証を税関に返還してください。
 - (1) 許可の期間が満了したとき。
 - (2) 許可が取り消されたとき。
 - (3) 許可の期間内にその許可にかかる交通をしないこととなったとき。
- 5 . 関税法又はその他の法令に違反したと認められるとき若しくは交通の条件に違反したと認められるときは、この許可を取り消すことがあります。

(備考)

- 1 . 用紙の大きさは、概ね縦 6.2cm、横 9.0cm とする。
- 2 . 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所用の変更を加えることができる。

税関様式C 第2230号

(裏表紙)

(表表紙)

船陸交通許可証

税 関
C U S T O M S

(表表紙裏面)

(第一枚目以降)

船陸交通許可番号 (第 号)		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日 生	
所属会社等の名称		
交 通 目 的		
交 通 手 段		
交 通 の 条 件		
交 通 期 間	平成 年 月 日まで	
交通場所		
發行日	平成 年 月 日	
税關長印		
印		写 真 貼 付 欄
(備考)		

船陸交通許可番号 (第 号)	
交 通 目 的	
交 通 手 段	
交 通 の 条 件	
交 通 場 所	
發 行 日	平成 年 月 日
税關長印	

(裏表紙裏面)

(注)

1. この許可証は、本邦と外国との間を往来する船舶へ交通する際は、常に携帯して下さい。
2. この許可証を他人に貸与し、又は不正の交通の手段として使用した場合は、回収することがあります。
3. この許可証を紛失したとき及び許可を受けた内容に変更があったときは、直ちにその旨を許可を受けた税関に届け出て下さい。
4. 次に該当する場合には、税關においてそれぞれ所要の手続きをして下さい。
 - (1) 許可の期間が満了したときは、遅滞なくこの許可証を交通の許可を受けた最寄りの税關に返還して下さい。なお、再許可申請を行う場合は、申請先税關に返還して下さい。
 - (2) 該当する交通について許可が取り消されたとき又は許可の期間内にその許可にかかる交通をしないこととなったときは該当する交通の許可を受けた税關に届け出て所要の手続きをして下さい。
5. 関税法又はその他の法令に違反したと認められるとき若しくは交通の条件に違反したと認められるときは、この許可を取り消すことがあります。

税関様式 C 第 5610 号

認定手続開始通知書(輸出者用)

平成 年 月 日
 開始通知 第 号
 (開始通知書番号)
 殿

(税關官署の長) 印

貴殿が平成 年 月 日に輸出申告した貨物は、関税法第69条の2第1項第3号・第4号(同法第75条において準用する場合を含む。)に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の3第1項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定により通知します。

記

1. 申告番号		
2. 申告年月日	平成 年 月 日	
3. 疑義貨物	品 名	数 量
4. 権利者の氏名又は名称及び住所		
5. 知的財産の内容		
6. 認定手続を執る理由		
7. 輸出差止申立て	有	無
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日	

(注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。

(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の2第1項第3号・第4号(同法第75条において準用する場合を含む。)に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。) [注:裏面参照]

2. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、税關官署が遠隔地に所在しており、かつ、疑義貨物の数量が5個以下の場合には、当該疑義物品の画像情報の電子メールによる送信を申し出ることができます。詳細は下記の連絡先にご照会ください。なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記8の期間にかかわらず当該貨物について関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。

3. 上記5の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の7第1項の規定により、税關長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して10営業日(延長があった場合は20営業日)以内に特許庁官の意見を聴くことを求めることができます。

4. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の10第1項の規定により、一定の期間経過の後、税關長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めるることができます。

[連絡先] : (税關官署名)
 (住所)
 (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第69条の3第5項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸出することができます。
 - (1) 業として輸出されるものでないものである場合
(注)「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸出貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (2) 権利者から輸出の許諾を得て輸出されるものである場合
 - (3) その他、知的財産侵害物品に該当しない場合
3. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第69条の2第2項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することができます。
4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物の保税地域(他所蔵置場所を含む。)での廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。
 - (2) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸出することができます。
 - (3) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます。
 - (4) 当該貨物を任意放棄することができます。
(具体的な手續については表面の連絡先へご照会ください。)

税関様式 C 第 5612 号

認定手続開始通知書(差出人用)

平成 年 月 日
 開始通知 第 号
 (開始通知書番号)
 殿

(税關官署の長) 印

貴殿が差し出した国際郵便物は関税法第69条の2第1項第3号・第4号に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の3第1項の規定により通知します。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS、	
3. 名あて人（住所） (氏名)		
4. 税關検査提示日	平成 年 月 日	
5. 疑義貨物	品 名	数 量
6. 権利者氏名又 は名称及び住所		
7. 知的財産の内容		
8. 認定手続を執る 理由		
9. 輸出差止申立て	有	無
10. 証拠を提出し、 意見を述べるこ とのできる期限	平成 年 月 日	

(注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記10に記載されている期間中は証拠を出し、意見を述べることができます。

(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の2第1項第3号・第4号に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。) [注：裏面参照]

2. 上記9の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記10に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、税關官署が遠隔地に所在しており、かつ、疑義貨物の数量が5個以下の場合には、当該疑義物品の画像情報の電子メールによる送信を申し出ることができます。詳細は下記の連絡先にご照会ください。
3. 上記7の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の7第1項の規定により、税關長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して10営業日(延長があった場合は20営業日)以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
4. 上記9の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の14第1項の規定により、税關長に対し、一定の期間経過の後、当該認定手続きを取りやめることを求めることがあります。

(税關官署名)

[連絡先] : (住所)
 (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第69条の3第5項規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸出することができます。
 - (1) 業として輸出されるものでないものである場合
(注)「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸出貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (2) 権利者から輸出の許諾を得て輸出されるものである場合
 - (3) その他、知的財産侵害物品に該当しない場合
3. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第69条の2第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。
4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸出することができます。
 - (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます。
 - (3) 当該貨物を任意放棄することができます。
(具体的な手続については表面の連絡先へご照会ください。)

税関様式 C 第 5614 号

認定手続開始通知書(権利者用)

平成 年 月 日
 開始通知 第 号
 (開始通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

輸出申告貨物(国際郵便物)に対する税関検査の際、関税法第69条の2第1項第3号・第4号(同法第75条において準用する場合を含む。)の輸出してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので同法第69条の3第1項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定により通知します。

	品名	数量
1. 疑義貨物		
2. 輸出者の氏名又は名称及び住所		
3. 仕向人(名あて人)の氏名又は名称及び住所		
4. 生産者の氏名若しくは名称又は住所		
5. 知的財産の内容		
6. 認定手続を執る理由		
7. 輸出差止申立て	有	無
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日	

(注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当することについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。

2. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、税関官署が遠隔地に所在しており、かつ、疑義貨物の数量が5個以下の場合には、当該疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を申し出ることができます。詳細は下記の連絡先にご照会ください。
3. 上記5の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の7第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、この通知を受け取った日から起算して10営業日(延長があった場合は20営業日)以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
4. 上記2から4までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第69条の3第7項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定により禁止されています。

[連絡先] : (税関官署名)
 (住所)
 (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

税関様式 C 第 5810 号

認定手続開始通知書(輸入者用)

平成 年 月 日
 開始通知 第 号
 (開始通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

貴殿が平成 年 月 日に輸入申告した貨物は、関税法第69条の11第1項第9号・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の12第1項の規定により通知します。

記

1. 申告番号		
2. 申告年月日	平成 年 月 日	
3. 疑義貨物	品 名	数 量
4. 権利者の氏名又は名称及び住所		
5. 知的財産の内容		
6. 認定手続を執る理由		
7. 輸入差止申立て	有	無
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日	

(注) 1. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。

(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の11第1項第9号・第10号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。) [注:裏面参照]

2. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、税関官署が遠隔地に所在しており、かつ、疑義貨物の数量が5個以下の場合には、当該疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を申し出ることができます。詳細は下記の連絡先にご照会ください。なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記8の期間にかかわらず当該貨物について関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。
3. 上記5の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して10営業日(延長があった場合は20営業日)以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
4. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の20第1項の規定により、一定の期間経過の後、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めるることができます。

[連絡先] : (税関官署名)
 (住所)
 (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第69条の12第5項の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸入することができます。
 - (1) 業として輸入されるものでないものである場合
(注)「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (2) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるものである場合
 - (3) 商標権等に係る並行輸入品である場合
 - (4) その他、知的財産侵害物品に該当しない場合
3. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第69条の11第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。
4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。
 - (2) 積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第2条第1号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。
 - (3) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (4) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます。
 - (5) 当該貨物を任意放棄することができます。
(具体的手続については表面の連絡先へご照会ください。)

税関様式 C 第 5811 号

認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用）

平成 年 月 日
 開始通知 簡第 号
 （開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

貴殿が平成 年 月 日に輸入申告した貨物は、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第69条の11第1項第9号・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の12第1項の規定により通知します。本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて争う場合には、本通知を受けた日から10日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日）は算入しない。）以内に、その旨を記載した書面を提出してください。

記

1 . 申告番号		
2 . 申告年月日	平成 年 月 日	
3 . 疑義貨物	品 名	数 量
4 . 申立人の氏名又は名称及び住所		
5 . 知的財産の内容		
6 . 認定手続を執る理由		

（注）1 . 上記期限までに、輸入してはならない貨物に該当するか否かについて争う旨の書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合には、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。

2 . 上記期限までに争う旨の申出をした場合は、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、証拠を提出し意見を述べることができる期限は、争う旨の申出後速やかに通知します。

（貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の11第1項第9号・第10号に該当しないと認定された場合は、当該貨物を輸入することができます。）[注：裏面参照]

3 . 争う旨の申出ができる期限及び証拠を提出し意見を述べることのできる期限までの間は、貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記の点検することができる期限にかかわらず当該貨物について関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。

[連絡先] : (税関官署名)
 (住所)
 (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

(税関様式C第5811号：裏面)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続の結果については、関税法第69条の12第5項の規定により通知されます。

2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸入することができます。

(1) 業として輸入されるものでないものである場合

(注)「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。

(2) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるものである場合

(3) 商標権等に係る並行輸入品である場合

(4) その他、知的財産侵害物品に該当しない場合

3. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第69条の11第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。

(1) 当該貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税關職員の立会いの下に行うことができます。

(2) 積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第2条第1号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。

(3) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸入することができます。

(4) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。

(5) 当該貨物を任意放棄することができます。

（具体的手續については表面の連絡先へご照会ください。）

税関様式 C 第 5812 号

認定手続開始通知書(名あて人用)

平成 年 月 日
 開始通知 第 号
 (開始通知書番号)
 殿

(税関官署の長)

印

貴殿宛到着した国際郵便物は関税法第69条の11第1項第9号・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の12第1項の規定により通知します。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS、	
3. 差出人 (住所) (氏名)		
4. 税関検査提示日	平成 年 月 日	
5. 疑義貨物	品 名	数 量
6. 権利者氏名又 は名称及び住所		
7. 知的財産の内容		
8. 認定手続を執る 理由		
9. 輸入差止申立て	有	無
10. 証拠を提出し、 意見を述べること とのできる期限	平成 年 月 日	

(注) 1. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、上記10に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。

(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の11第1項第9号・第10号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。) [注:裏面参照]

2. 上記9の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記10に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、税関官署が遠隔地に所在しており、かつ、疑義貨物の数量が5個以下の場合には、当該疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を申し出ることができます。詳細は下記の連絡先にご照会ください。

3. 上記7の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに關し、別途通知する通知日から起算して10執務日(延長があった場合は20執務日)以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。

4. 上記9の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の20第1項の規定により、税関長に対し、一定の期間経過の後、当該認定手続きを取りやめることを求めるることができます。

[連絡先] : (税関官署名)
 (住所)
 (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

税関様式 C 第 5813 号

認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（名あて人用）

平 成 年 月 日
 開始通知 簡第 号
 (開 始 通 知 書 番 号)

殿

(税関官署の長)

印

貴殿宛到着した国際郵便物は、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号・第 10 号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第 69 条の 12 第 1 項の規定により通知します。本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて争う場合には、本通知を受けた日から 10 日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日）は算入しない。）以内に、その旨を記載した書面を提出してください。

記

1 . 郵便物番号		
2 . 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS、	
3 . 差出人（住所） (氏名)		
4 . 税関検査提示日	平成 年 月 日	
5 . 疑義貨物	品 名	数 量
6 . 申立人の氏名又は名 称及び住所		
7 . 知的財産の内容		
8 . 認定手続を執る理由		

（注）1 . 上記期限までに輸入してはならない貨物に該当するか否かについて争う旨の書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合は、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。

2 . 上記期限までに争う旨の申出をした場合は、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、証拠を提出し意見を述べることができる期限は、争う旨の申出後速やかに通知します。（貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号・第 10 号に該当しないと認定された場合は、当該貨物を輸入することができます。）[注：裏面参照]

3 . 争う旨の申出ができる期限及び証拠を提出し意見を述べることのできる期限までの間は、貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。

[連絡先] : (税関官署名)
 (住所)
 (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

本通知に係る貨物の取扱いについて

- 1 . 本通知に係る貨物に関する認定手続の結果については、関税法第 69 条の 12 第 5 項の規定により通知されます。
- 2 . 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸入することができます。
 - (1) 業として輸入されるものでないものである場合
(注)「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (2) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるものである場合
 - (3) 商標権等に係る並行輸入品である場合
 - (4) その他、知的財産侵害物品に該当しない場合
- 3 . 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第 69 条の 11 第 2 項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。
- 4 . なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます。
 - (3) 当該貨物を任意放棄することができます。
(具体的な手續については表面の連絡先へご照会ください。)

税関様式 C 第 5814 号

認定手続開始通知書(権利者用)

平成 年 月 日
 開始通知 第 号
 (開始通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

輸入申告貨物(国際郵便物)に対する税関検査の際、関税法第69条の11第1項第9号・第10号の輸入してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので同法第69条の12第1項の規定により通知します。

	品名	数量
1. 疑義貨物		
2. 輸入者の氏名又は名称及び住所		
3. 仕出人(差出人)の氏名又は名称及び住所		
4. 生産者の氏名若しくは名称又は住所		
5. 知的財産の内容		
6. 認定手続を執る理由		
7. 輸入差止申立て	有	無
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日	

(注) 1. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。

2. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、税関官署が遠隔地に所在しており、かつ、疑義貨物の数量が5個以下の場合には、当該疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を申し出ることができます。詳細は下記の連絡先にご照会ください。
3. 上記5の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに關し、この通知を受け取った日から起算して10営業日(延長があった場合は20営業日)以内に特許庁長官の意見を聽くことを求めることができます。
4. 上記2から4までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第69条の12第7項の規定により禁止されています。

[連絡先] : (税関官署名)
 (住所)
 (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

税関様式 C 第 5815 号

認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）

平成 年 月 日
 開始通知 簡第 号
 (開始通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

輸入申告貨物（国際郵便物）に対する税関検査の際、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第69条の11第1項第9号・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので同法第69条の12第1項の規定により通知します。

記

	品名	数量
1. 疑義貨物		
2. 輸入者等の氏名又は名称及び住所		
3. 仕出人(差出人)の氏名又は名称及び住所		
4. 生産者の氏名若しくは名称又は住所		
5. 知的財産の内容		
6. 認定手続を執る理由		

(注) 1. 輸入者等が認定手続開始通知書を受けた日から起算して10日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日）は算入しない）以内に、当該輸入者等から、当該通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて争う旨を記載した書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合は、輸入差止申立て及びその添付資料等に基づき、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。

2. 輸入者等から上記期限までに争う旨の申出があった場合は、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、争う旨の申出があった旨及び証拠を提出し意見を述べることができる期限は、争う旨の申出後速やかに通知します。
3. 輸入者等が争う旨の申出ができる期限及び貴殿が証拠を提出し意見を述べることのできる期限までの間は、貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。
4. 上記2から4までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第69条の12第7項の規定により禁止されています。

[連絡先] : (税関官署名)
 (住所)
 (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

税関様式C 第 5819 号

証拠・意見提出期限通知書（申立人用）

平成 年 月 日

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付開始通知簡第 号に係る貨物について、輸入してはならない貨物に該当するか否かについて争う旨の申出がありました。については、下記期限までに本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて証拠を提出し、意見を述べることができますので、通知します。

記

証拠を提出し、意見を述べることができる期限

平成 年 月 日

（注） 税関官署が遠隔地に所在しており、かつ、疑義貨物の数量が5個以下の場合には、当該疑義物品の画像情報の電子メールによる送信を申し出ることができます。詳細は下記の連絡先にご照会ください。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格A4)

税関様式 C 第 5820 号

証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）

平成 年 月 日

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付開始通知簡第 号に係る貨物について、下記期限までに、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べることができますので、通知します。

記

証拠を提出し、意見を述べることができる期限

平成 年 月 日

（注） 税関官署が遠隔地に所在しており、かつ、疑義貨物の数量が5個以下の場合には、当該疑義物品の画像情報の電子メールによる送信を申し出ることができます。詳細は下記の連絡先にご照会ください。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A 4)

税関様式 C 第 5823 号

認定(没収)通知書

平成 年 月 日
認定(没収)通知第 号
(認定(没収)通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付開始通知簡第 号に係る貨物については、関税法第69条の1
1第1項第9号・10号に掲げる物品に該当すると認定したので、同法第69条の12第5項の規定
により通知します。なお、本通知が送達された日の翌日から2か月を経過する日(以下「経過日」
という。)までに、異議申立てその他税關に対する連絡がない場合は、経過日に、同法第69条の
11第2項の規定に基づき、当該貨物を没収します。

記

1. 認定の理由

2. 品名

3. 数量

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

(税関様式 C 第 5823 号：裏面)

【不服申立てについて】

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日（没収については経過日。以下同じ。）の翌日から起算して 2 月以内に 税関長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 異議申立てについての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して 1 月以内に財務大臣に対して審査請求をすることができます。
- 3 次のいずれかに該当するときは、異議申立てについての決定を経ずに、財務大臣に対して審査請求をすることができます。
(注) (2) の場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に限ります。
 - (1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても決定がないとき。
 - (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【取消しの訴えについて】

- 1 この処分については、異議申立てについての決定又は審査請求について裁決を経ずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 2 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 3 取消訴訟は、処分があったことを知った日若しくは異議申立て若しくは審査請求をしたときはこれに対する決定若しくは裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき又は当該処分若しくは決定若しくは裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができません。